

令和7年度未来への森づくり県民意識調査業務委託 契約書（案）

静岡県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、発注者が別に定める「令和7年度未来への森づくり県民意識調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（守秘義務）

第2条 受注者は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は完了した後も同様とする。

（個人情報の保護）

第3条 受注者は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第4条 この委託期間は、契約日から令和7年8月29日までとする。

（委託費）

第5条 発注者は、受注者に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第6条 受注者は、第18条第1項の規定による通知を受けた後に委託費を請求するものとし、発注者は、請求書（様式第1号）を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の変更）

第7条 発注者又は受注者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出て承認を得なければならない。

2 発注者又は受注者は、必要があるときは、協議の上、委託業務の内容を変更することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 受注者は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 発注者又は受注者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出て承認を得なければならない。

2 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 発注者がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。
- (4) 受注者が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 受注者が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

3 発注者又は受注者は、正当な理由により1か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第10条 受注者は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠

償しなければならない。

- (1) 受注者が委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 前条第2項及び第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。
- 2 受注者は、前条第2項及び第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(保有物の取扱い)

- 第11条 受注者は、委託業務を処理するため発注者が保有する情報資産等を取り扱うに当たっては、「情報セキュリティ対策に関する事項」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、委託業務に係る発注者が保有する機器等を他の用途に使用してはならない。

(著作権の帰属)

- 第12条 この契約に基づき作成された成果物（以下「成果物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、成果物の中に含まれるこの契約前から受注者が著作権を有するものを除き、発注者に帰属するものとする。

(業務実施計画書の提出)

- 第13条 受注者は、委託業務を処理するに当たり、発注者と協議の上、業務実施計画書（様式第2号）を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。

(監督員)

- 第14条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。
（様式第3号）監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務代理人に対する業務に関する指示
 - (2) 契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務代理人との協議

(業務代理人)

- 第15条 受注者は、業務代理人を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする（様式第4号）。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 業務代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(処理状況の報告等)

第16条 受注者は、委託業務の進捗状況を必要に応じて発注者に報告するものとする。

- 2 受注者は、発注者と受注者の協議事項を記録し、記録簿を発注者に提出するものとする。
- 3 委託業務の処理に従事した日時及び内容を記録し管理の上、発注者に報告するものとする。

(委託業務完了届の提出)

第17条 受注者は、委託業務が完了したときは、委託業務完了届(様式第5号)を速やかに発注者に提出するものとする。

(検査及び引渡し)

第18条 発注者は、前条の規定により受注者から委託業務完了届の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知するものとする(様式第6号)。

- 2 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。
- 3 受注者は、業務が第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前条及び前2項の規定を準用する。

(委託費の処理)

第19条 発注者又は受注者が第9条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、発注者が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(データ保護)

第20条 受注者は、発注者の電子計算機室の施設設備等を利用する場合は、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に努めなければならない。

- 2 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、次に掲げるものの維持管理に当たらなければならない。
 - (1) 磁気テープ、ハードディスクその他の記録媒体に記録されているデータ
 - (2) データが記録されている入力帳票及び出力帳票
 - (3) 電子計算機処理に関するドキュメント及びプログラム
 - (4) その他発注者が指定したもの

(契約不適合責任)

第21条 成果物に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、発注者は、瑕疵の重要さの程度及び修

補に要する費用の多少にかかわらず、受注者に対し、修補を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 18 条第 2 項の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行われなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、その瑕疵が発注者又は発注者の指名する職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者が、その指図の不適當であることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

(合意管轄)

第 22 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 23 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

(発注者) 住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
氏 名 静岡県知事 鈴木 康 友

(受注者) 住 所
氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 乙は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報

- (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- （取得の制限）
- ① 乙は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。
- （目的外利用及び提供の禁止）
- ② 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- （複写又は複製の禁止）
- 第10条 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 乙は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第12条 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
(事故発生時の対応)

第13条 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱いに関する留意事項)

受託者は、個人情報等、業務上知り得た一切の秘密について、本業務の履行期間及び期間終了後において漏らしてはならない。また、県は、受託者による本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、損害の発生状況等を勘案し、受託者の名称等の必要な事項を公表することができる。

情報セキュリティ対策に関する事項

受注者は、この契約による業務を処理するに当たっては、発注者が保有する情報資産及び情報システム等（以下「情報資産等」という。）の適正な取扱いに努め、以下に掲げる事項について遵守しなければならない。

第1 使用の制限

受注者は、発注者が使用を認めていない情報資産等を使用してはならない。また、庁内ネットワークに端末等の機器を接続する場合は、発注者の承認を得なければならない。

なお、受注者は、発注者の施設内で業務を実施する場合には、発注者が承認した作業場所以外で業務を実施してはならない。

第2 秘密の保持

受注者は、業務中及び業務を終了した後も、業務により知り得た秘密を利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

第3 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、業務以外の目的で情報資産等を使用してはならない。また、発注者の同意を得ずに第三者に情報資産等を提供してはならない。

第4 安全管理

受注者は、業務を実施するに当たり、情報資産等の漏洩の防止等について必要な措置を講じなければならない。

第5 作業の監視

受注者は、情報資産等に対する受注者の使用状況を発注者が監視することについて了承するものとする。

第6 事故等の報告

受注者は、事故等が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

第7 知的財産権の保護

受注者は、ソフトウェアを使用する場合は、使用許諾条件を遵守しなければならない。

第8 従事者の教育

受注者は、業務を担当する従事者に対し、情報セキュリティに関する教育を行わなければならない。

第9 再委託における責任

受注者は、事前に発注者の承認を得て情報資産等の取扱いを第三者に再委託する場合には、再委託先においても業務の処理に必要な情報セキュリティ対策が十分に確保されていることを確認しなければならない。また、再委託先で起きた事故に対して責任を持たなければならない。

第10 監査を受ける義務

受注者は、受注者が実施する情報に関する業務処理等の状況を把握するため、必要に応じて発注者が行う監査・検査に協力しなければならない。

第11 災害発生時の対応

受注者は、災害により障害等が発生し、情報に関する業務処理等の実施に影響がある場合には、直ちに、障害等の復旧に努めるとともに、発注者と対策方法について協議しなければならない。

様式第1号

請 求 書

金 円也

ただし、令和7年度未来への森づくり県民意識調査業務委託に対する委託費として、契約書第6条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
商号又は名称
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）

口座振込先金融機関名
口座種別 No.

発行責任者
担当者
連絡先

業務実施計画書

1 委託業務の名称

2 履行期間 着手
完成

3 工程

作業	設計数量	月	月	月	月	月	月

4 業務計画

上記のとおり実施したいので、令和7年度未来への森づくり県民意識調査業務委託契約書第13条の規定に基づき、業務実施計画書を提出します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

監督員通知書

1 委託業務の名称

2 契約年月日

3 監督員の職名氏名

上記のとおり監督員を定めたので、令和7年度未来への森づくり県民意識調査業務委託契約書第14条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 様

発注者 職 名 氏 名

業務代理人等通知書

1 委託業務の名称

2 契約年月日

3 業務代理人等の氏名

	職	氏名
業務代理人		

上記のとおり業務代理人等を定めたので、令和7年度未来への森づくり県民意識調査業務委託契約書第15条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

委託業務完了届

- 1 委託業務の各称
- 2 業務範囲
- 3 業務委託料
- 4 契約年月日
- 5 履行期間

上記のとおり完了したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

様式第6号

第 号
年 月 日

受注者 商号又は名称
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 様

発注者 職 名 氏 名

検 査 合 格 通 知 書

さきに完了届出のあつた下記委託業務を検査した結果、合格したので通知します。

番 号	
委 託 業 務 の 名 称	
履 行 場 所	
業 務 委 託 料	¥
履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
担 当 監 督 員	
完了届出書受理年月日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日